

市営住宅の入居者を募集します

市営住宅に入居を希望する方は、次の①～⑥の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 単身者向け住宅は、①③④
 - ② ⑤⑥の要件を満たす方。単身高齢者向け住宅は、同要件を満たす六十五歳以上の方です。
 - ③ 市内に住所がある
 - ④ 同居親族がいる（予定を含む）
 - ⑤ 住宅に困っていることが明らか（自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない）
 - ⑥ 入居予定者全員の収入総額が基準額以内である（高齢者・障害者世帯などは、一般世帯より収入基準を緩和）
 - ⑦ 市県民税を滞納していない
 - ⑧ 申込者や同居（しよとする）親族が暴力団員でない
- 「入居者募集のしおり」は、四月二十七日(月)から五月十五日(金)まで住宅課（本庁舎三階）・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで配布します。
- 申し込み：市営住宅入居申込

書に必要事項を明記し、4月27日(月)～5月15日(金)（消印有効）に〒350-8601川越市役所住宅課に持参（郵送可）

*募集戸数を上回った場合は、抽せん。

問い合わせ：住宅課
TEL 224-6049

光化学スモッグにご注意ください

五月から九月にかけて、晴れて日ざしが強く、風が弱い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグが発生すると、目やの



どが痛くなるといった健康被害が出るおそれがあります。

市と県では、次の方法で光化学スモッグ注意報などの発令情報をお知らせしていきます。健康被害の予防のために、ご活用ください。

市からの発令情報
防災行政無線

防災行政無線で、注意報などの発令・解除をお知らせします。

看板の掲示

主な公共施設で、発令情報の看板を掲示します。

県からの発令情報

電話・ファクス応答サービス
TEL 048-857-7100

ホームページでの情報提供
電子メール配信サービス
県青空再生課ホームページ
<http://www.takesansioei.saitama.jp/>

注意報などが発令されたら

- 外での激しい運動は避ける
- 目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る
- 被害を受けやすい乳幼児や高齢者は、特に注意する
- **健康被害にあつてしまったら**
- 目やのどが痛い場合は、洗眼やうがいをする

● 洗眼やうがいをしてもよくならない・呼吸困難やけいれんなどの症状があるときは、医師の診断を受ける

● 健康被害の症状が出た場合は、環境保全課または保健予防課へ連絡する

問い合わせ
環境保全課
TEL 224-5894

保健予防課
TEL 227-5102

家庭用合併処理浄化槽に補助金を支給

家庭用合併処理浄化槽の設置・維持管理に補助金を支給します。

● **家庭用合併処理浄化槽設置**
公共下水道認可区域・流域下水道認可区域・農業集落排水事業の実施決定区域以外の方が対象です。

① **住宅の新築・建て替え・増改築に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合**

補助金額

10人槽以下 12万円

② **既存住宅の合併処理浄化槽の設置工事のみを行う場合**

人槽と補助金額

5人槽 44万4千円 ▼
6・7人槽 51万3千円 ▼
8～10人槽 64万8千円

既存単独処理浄化槽などの処分費補助

②の工事に合わせて実施した場合のみ。

補助金額
六万円

* 工事前に申請してください。

● **家庭用合併処理浄化槽維持管理**

適正な維持管理（法定検査・保守点検・清掃）を行っている方が対象です。

なお、下水道処理区域の方は対象外です。

人槽と補助金額

5人槽 1万5千円 ▼
6人槽 1万6千円 ▼
7人槽 1万7千円 ▼
8人槽 1万8千円 ▼
9人槽 1万9千円 ▼
10人槽 2万円

* 法定検査とは、県の指定機関（社）埼玉環境検査研究協会）が行っている検査です。

* 維持管理の補助には、申請期間があります。

問い合わせ：資源循環推進課
TEL 224-5908

みどりの担当からのお知らせ

環境政策課・TEL224-5866

対象など、詳しくはお尋ねください。

緑の補助金、奨励金

緑化の推進、緑の保全について補助金、奨励金を交付します。

●生け垣設置補助金交付制度

みどり豊かなまちづくりをめざし、災害時のブロック塀などの倒壊の発生を防止するため、生け垣を設置する際に補助金を交付します。

●屋上・壁面緑化補助金交付制度

市街地の緑化を推進し、地球温暖化の防止およびヒートアイランド現象の緩和に貢献するため、建築物の屋上または壁面を緑化する際に補助金を交付します。



●保存樹木・樹林指定制度

市内に残された貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。

市民花壇

2人以上のグループで自主的に維持管理し、一定



の基準を満たす花壇を「市民花壇」に指定します。市から支給される花の植替え、水やりや草むしりなどの

維持管理を行っていただきます。

市民の森制度

おおむね3,000㎡以上の樹林を所有者から借り受け、散歩道・休憩施設を設置し、市民の憩いの場として提供しています。

「緑の募金」のお願い

昭和25年から始まったこの運動は、緑化の重要性を普及啓発し、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりに役立てるため、(社)埼玉県緑化推進委員会が実施するものです。

期間…5月1日(金)～31日(日)

*「緑の募金」の一部は、県から緑の募金緑化事業交付金として市に交付され、市内の緑化に役立てられます。昨年度は、市役所北側駐車場などの緑化を実施しました。

「緑の基金」のお願い

緑化推進、緑の保全のために、基金の積み立てを行っています。市役所本庁舎1階と5階に募金箱があります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

みどりの月間

4月15日～5月14日は、「みどりの月間」です。市では、苗木配布などのイベントを開催します。

緑のカーテン

ゴーヤやヘチマなどのつる植物をネットに伝わして日陰を作る「緑のカーテン」。暑い夏に向けて、自然のエアコンを育ててみませんか？ みどりの月間中、緑の基金に協力いただいた方に、ゴーヤ・ヘチマの種を環境政策課（本庁舎5階）で差し上げます（数に限りがあります）。



アライグマの情報をお知らせください

アライグマはタヌキに似ており、長いしっぽにしま模様があるのが特徴です。ペットとして輸入されたものが野生化し、県内でも急激に生息数を増やしています。見かけによらずどう猛なので、むやみに近づくと大変危険です。

最近、アライグマが人家に住み着き、農作物を食い荒らすなどの被害が発生しています。天敵がなく雑



食性で、繁殖力が強いいため、今後被害は拡大するおそれがあります。計画的な被害対策を行うために、市民の皆さんからの情報が必要です。見つけたら環境政策課まで連絡してください。

野生動物にえさを与えないでください

野生動物は、人間から食べ物をもらうことを覚えると、自然の中では暮らしていけなくなります。そして、人間を恐れなくなったり、人間に危害を与えたりします。その結果、野生動物は駆除されてしまうこともあります。

人間と野生動物が共存するために、一定の距離を置くことが必要です。タヌキやハトなどの野生動物に、えさを与えないでください。